

告 示

埼玉県告示第三百四十七号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

幸手市中島地内

四 作業期間

平成三十一年三月一日から平成三十一年六月二十八日まで